［略］

切り身にしたふぐ、ふぐの精巣及びふぐの皮であって、生食用のもの	［略］	保存の方法
		食品衛生法第十三条第一項の規定により定められた保存の方法の基準に合う方法を表示する。
	［略］	
冷凍食品のうち、切り身又はむき身にした魚介類（生かきを除く。）を凍結させたもの	［略］	保存の方法
		食品衛生法第十三条第一項の規定により定められた保存の方法の基準に合う方法を表示する。
	［略］	
生かき	［略］	保存の方法
		食品衛生法第十三条第一項の規定により定められた保存の方法の基準に合う方法を表示する。
	［略］	

別表第二十五（第二十七条関係）

［略］

生乳、生山羊乳、生めん羊乳及び生水牛乳に関する事項

［略］

別記様式四（第二十二条関係）

名称					
原料玄米	産地	品種	産年	使用割合	
内容量					
精米時期					
販売者					

［同上］

切り身にしたふぐ、ふぐの精巣及びふぐの皮であって、生食用のもの	［同上］	保存の方法
		食品衛生法第十一条第一項の規定により定められた保存の方法の基準に合う方法を表示する。
	［同上］	
冷凍食品のうち、切り身又はむき身にした魚介類（生かきを除く。）を凍結させたもの	［同上］	保存の方法
		食品衛生法第十一条第一項の規定により定められた保存の方法の基準に合う方法を表示する。
	［同上］	
生かき	［同上］	保存の方法
		食品衛生法第十一条第一項の規定により定められた保存の方法の基準に合う方法を表示する。
	［同上］	

別表第二十五（第二十七条関係）

［同上］

生乳、生山羊乳及び生めん羊乳に関する事項

［同上］

別記様式四（第二十二条関係）

名称					
原料玄米	産地	品種	産年	使用割合	
内容量					
精米年月日					
販売者					